

令和7年度庄内町部活動改革説明会

# 令和7年度の 部活動改革について

令和7年7月7日（月）午後7時00分～  
庄内町文化創造館 響ホール

庄内町教育委員会社会教育課  
社会教育係長 齋藤 克弥

## 部活動改革とは

中学生の部活動を取り巻く環境は、近年の少子化や教員の恒常的な時間外勤務から、将来的に部活動の持続可能な運営が困難になると言われている。

- ▶ 子どもたちが多様な活動を体験できる機会を提供
- ▶ 将来にわたり継続して活動に取り組むことができる体制整備

## 改革推進期間

令和5年度～令和7年度

## 庄内町の目標

「庄内町小・中学生の  
スポーツ・文化活動ガイドライン」



- 休日の部活動の段階的な地域移行に向け、すべての部活動が、令和7年度までの3年間で段階的に「段階Ⅰ」に到達することを目標とする。



段階Ⅳ

休日の部活動を教員に頼らざるを得ない状況

段階Ⅲ

休日の部活動を目安として月1回以上は顧問がつかないで練習する

段階Ⅱ

休日の部活動を目安として月2回以上は顧問がつかないで練習する

段階Ⅰ

休日に教員はつかず、完全に地域移行している状況

## これまでの主な経過

R5

- 「庄内町小中学生のスポーツ・文化活動ガイドライン」への目標設定
- 庄内町部活動改革検討協議会の設置〈以降毎年 年3回開催〉
- 庄内町部活動改革説明会の開催〈以降毎年7月開催〉
- 各部・クラブとの情報交換会〈1-3月 13回 9月「意向調査情報交換会」含め計17回〉
  - 部活動改革意向調査（各部・クラブの地域移行の方向性調査）〈6-7月〉
  - コメっちわくわくクラブ（町主導受け皿）の体制整備

R6

- 令和6年度地域クラブ（中学生クラブクラブコース）登録募集〈6月〜〉
- 庄内町中学生地域クラブ登録規程施行〈11月〜〉
- 使用料に係る規定の見直し
- 町営バス活用の検討

R7

- 庄内町中学生地域クラブ応援交付金創設〈4月〜〉

## 令和7年度の流れ

### ▶ 地域クラブへ移行済みの団体

- ・地域クラブとしての確実な実行と地域展開を目指し、引き続き活動。
- ・R8に向けた中体連登録（1～2月頃）の準備（「部活動」で出場する団体を除く）
- ・令和8年度庄内町中学生地域クラブ登録（12～1月頃）
- ・地域クラブ応援交付金実績報告書提出（R8.3.31まで）

### ▶ 今後地域クラブへの移行を目指す団体

- ・指導者や保護者、競技団体等関係者での相談・情報共有  
⇒ B活動を令和7年度末までに地域クラブ（C-1活動）へ移行
- ・R8に向けた中体連登録（1～2月頃）の準備（「部活動」で出場する団体を除く）
- ・令和8年度庄内町中学生地域クラブ登録（12～1月頃）

令和8年度庄内町中学生地域クラブ応援交付金 《交付申請期間：R8.5月中》

※R8は「部活動（A活動）」という制度は継続予定

## 令和8年度以降の部活動改革

スポーツ庁・文化庁  
「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ～



改革推進期間(令和5年度～令和7年度) ⇒

### ▶ 改革実行期間（令和8年度～令和13年度）

休日における学校部活動の地域展開等の確実な実行・定着や平日における改革に取り組む

### ▶ 地域移行 ⇒ 地域展開

地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とすることを目指していく

## 庄内町中学生

## 地域クラブ登録制度



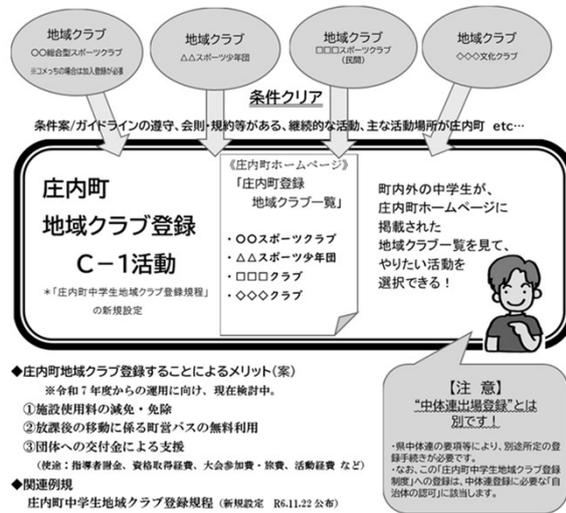
- 中学校の部活動の地域移行の受け皿として活動する地域クラブを登録する「庄内町中学生地域クラブ登録制度」を実施。
- 登録された団体については、庄内町公式ホームページへの掲載や、中学校へお知らせ、中学生がやりたいスポーツ・文化活動を選択できる環境を整備していく。

## (団体要件)

- ・地域のスポーツ活動団体
- ・地域の文化活動団体 など

## (登録条件)

- ・本町を拠点に活動する団体
- ・ガイドラインを遵守する団体
- ・団体の会則、規約等に基づいて役員選出、運営。
- ・団体の会員が概ね5名以上で構成され、その過半数が町内の中学校の生徒
- ・団体の主たる活動場所が、町内の体育施設、学校施設、まちづくりセンター、庄内町文化創造館等
- ・団体の活動が、年間を通して計画的かつ継続的



## 庄内町中学生

## 地域クラブ応援交付金



## 目的

- ・少子化の中で、生徒が将来にわたり継続してスポーツ・文化活動に取り組むことができる体制の整備。
- ・生徒が多様な活動を体験できる機会を提供。
- ・「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。

## 内容

- 地域移行の受け皿として活動する地域クラブに対し、その活動経費の一部を支援。

- (1) 交付対象者/庄内町中学生地域クラブに登録した地域クラブ
- (2) 交付対象経費/地域クラブ活動に要する経費

地域クラブ指導者謝金、指導者資格取得経費、大会参加費・旅費(庄内町立中学校生徒派遣費補助金対象経費を除く)、指導者保険料、運営経費など ※人件費や食糧費は対象外。

## 金額

- 交付金の交付を受けた年度の年数や交付申請基準日(5月1日)における地域クラブの町内の中学生会員数に応じ、150千円から300千円の範囲内で交付金額を設定。

## 地域クラブの登録状況

### ■ 庄内町 - 庄内町中学生地域クラブ登録制度 - 9クラブ



コメっちわくわくクラブ中学生クラブコース（陸上コース）・庄内柔道クラブ  
F C 余目・立川体操スポーツ少年団・庄内ソフトボールクラブ・庄内少年野球クラブ  
コメっちわくわくクラブ中学生クラブコース(卓球コース)・余目バドミントンクラブ  
庄内ひびき合唱団アルエット

### ■ 参考) 県中体連 - 令和7年度山形県中学校体育連盟登録 地域クラブ - 116クラブ(17競技)

※庄内地区の主な種目別 登録地域クラブ数 ※ () は県内登録地域クラブ数

陸上3 (8) 水泳5 (17) バスケット0 (1) サッカー2 (10) 軟式野球1 (5)  
体操4 (7) 新体操2 (5) バレーボール4 (13) ソフトテニス1 (5) バドミントン6 (12)  
ソフトボール2 (6) 柔道4 (14) 剣道1 (8)

※登録クラブが、全ての中体連主催大会へ参加するとは限りません。

## 🔍最後に再確認...

## ガイドラインで気を付けて頂きたいこと



「庄内町小中学生のスポーツ・文化活動ガイドライン」より抜粋

### ■ 策定当初の背景 P1,P4

ガイドライン策定時、庄内町の子どもの中には、部活動の他に保護者会活動やその他の練習を一日に重複して行い、練習過多になり心身共に疲れている生徒が見られた。

### ■ 活動時間 P5

活動時間には準備や片付け、鍵の返却、ミーティングの時間も含むものとし、活動時間内に全てを終えるものとする。

\* 地域クラブの施設使用料減免・・・ガイドラインで規定する時間の範囲内

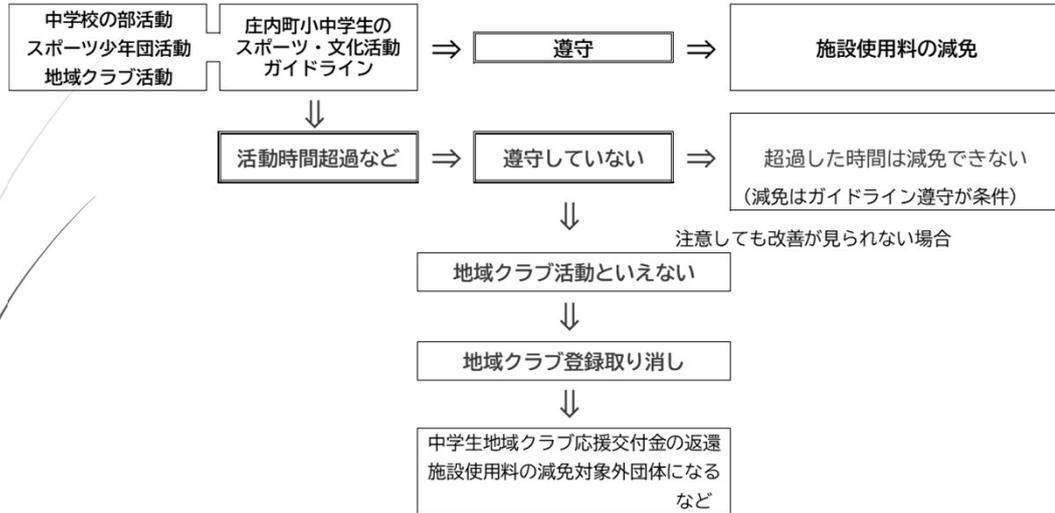
### ■ 活動自粛基準 P6

気象警報発令時や、学校で一斉下校とした時は活動を行わない。また、WBGT（暑さ指数）31℃以上のときは原則活動を行わないなど、熱中症予防運動指針に沿って判断する。

### ■ 責務と連携 P7～P9

- ・度重なる遠征の実施などで、過度に家庭の経済的負担にならないように配慮する。
- ・地域クラブ活動・・・「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域による持続可能な活動であることを全構成員へ周知。
- ・体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）など行き過ぎた指導を行わないよう努める。

## 中学校の部活動、スポーツ少年団活動、地域クラブ活動の施設使用料の減免



## 全国の実践事例・その他リンク

### ■ スポーツ庁

地域スポーツクラブ活動体制整備事業 報告書検索システム

<https://activitycasestudy.jp/>



### ■ 文化庁

文化庁活動の地域移行等に向けた実証事業事例集

[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/hodohappyo/pdf/94106901\\_11.pdf](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/94106901_11.pdf)



### ■ 山形県

山形県における部活動改革について

<https://www.pref.yamagata.jp/700021/supoho/undoubukatsu/undoubukatsu.html>



### ■ 山形県中学校体育連盟

<https://www.cyutairen.jp/>



引き続き、部活動改革へのご理解とご協力よろしくお願いたします

～ 庄内町公式ホームページ 部活動改革情報 ～  
<https://www.town.shonai.lg.jp/kurashi/kosodate/bukatudoukaikaku/index.html>

